

1 助成の対象者と助成額等

区 分	助成対象者	接種回数	助 成 額
定期接種	65歳以上の方	1回	5,200円
	60歳以上65歳未満の方で、心臓、腎臓又は呼吸器の機能に自己の身の日常生活活動が極度に制限される程度の障害を有する方及びヒト免疫不全ウイルスにより免疫の機能に日常生活がほとんど不可能な程度の障害を有する方		
任意接種	妊娠されている方		
	生後6か月以上19歳未満の方		

※ 接種費用は実施医療機関により異なります。医療機関では、接種費用から助成額を差し引いた金額をお支払いください。

※ 生活保護を受給している方で生後6か月以上の方は全額助成の対象となります。（ただし、65歳以上の方で日立市外の医療機関で接種する場合は、自己負担が生じることもあります。）

※ 生後6か月から5歳未満の方で、初回接種を終えていない方については、初回免疫に必要な回数の助成となります。（ワクチンメーカーにより必要回数は異なります）。

2 実施期間

令和8年10月1日（木）から令和9年3月31日（水）まで

3 他予防接種との間隔

新型コロナウイルスワクチンと他予防接種との間隔についての定めはありません。

4 接種方法

- (1) 日立市内の医療機関で接種を希望する方

市への申し込みは必要ありません。

☆マイナンバーカードなど身分証明できるものを持参し、日立市内の協力医療機関で接種してください。

☆妊娠されている方は、事前に、接種について主治医に相談しておくことをお勧めします。

また、接種日当日、マイナンバーカードなどの身分証明できるものと母子健康手帳表紙のコピーを持参してください。

- (2) 65歳以上で、日立市外の医療機関で接種する方

接種前に申し込みが必要です。

市ホームページからのオンライン申請または電話（21-3300）にて健康づくり推進課にお申し込みください。後日、日立市住所外予防接種券（水色）を郵送しますので、医療機関へ持参してください。

※ 接種予定日の2週間前までに申し込み



オンライン申請はコチラ

- (3) 生活保護を受給している方

接種前に申し込みが必要です。

「新型コロナウイルスワクチン接種個人負担金免除申請書」の提出が必要ですので健康づくり推進課・生活支援課・市民課・各支所の窓口で申請書をご記入のうえ提出ください。市ホームページからのオンライン申請も可能です。該当者には、後日、日立市個人負担金免除券（濃いピンク色）を郵送しますので、医療機関へ持参してください。

※ 接種予定日の2週間前までに申し込み



オンライン申請はコチラ

【裏面もお読みください】

5 ワクチンについて

◆ 効果について

人や動物における国内外で実施された研究などにより、新型コロナウイルス感染症にかかった場合の入院や死亡等の重症化等を予防する重症化予防効果が認められたと報告されています。

◆ 新型コロナウイルスワクチン接種の副反応について

主な副反応としては、接種後に注射した部分の痛み、疲労、頭痛、筋肉や関節の痛み、寒気、発熱等がみられることがあります。こうした症状の大部分は、接種後数日以内に回復しています。

稀な頻度でアナフィラキシー（急性のアレルギー反応。蕁麻疹などの皮膚症状、腹痛や嘔吐などの消化器症状、息苦しさなどの呼吸器症状が急に起こり、血圧低下や意識低下が起こる）が発生したことが報告されています。もしアナフィラキシーが起きたときは、医療機関ですぐに治療を行うこととされています。また、mRNA ワクチンでは、頻度としては、ごく稀ですが、心筋炎や心膜炎を疑う事例が報告されております。

予防接種は、主治医とよく相談し、体調のよいときに受けましょう。また、副反応が起こったときは、医師（医療機関）の診察を受けてください。接種後に気になる症状を認めた場合は、接種医あるいはかかりつけ医に相談してください。

◆ 下記にあてはまる場合は、接種できません。接種を受ける前に確認をしてください。

- 1 37.5℃以上の熱がある方
- 2 重篤な急性疾患に明らかにかかっている方
- 3 アナフィラキシーなどの重度の過敏症※の既往がある方
（※全身の皮膚・粘膜症状、喘鳴、呼吸困難、頻脈、血圧低下等アナフィラキシーを疑わせる複数の症状）
- 4 その他、予防接種を行うことが不適当な状態にあると医師が判断した方

◆ 下記にあてはまる方は本ワクチンの接種について、注意が必要です。該当すると思われる場合は、必ず接種前の診察時に医師へ伝えてください。

- 1 抗凝固療法を受けている方、血小板減少症または凝固障害のある方
- 2 過去に免疫不全の診断を受けた方、近親者に先天性免疫不全症の方がいる方
- 3 心臓、腎臓、肝臓、血液疾患や発育障害などの基礎疾患のある方
- 4 過去に予防接種を受けて、接種後2日以内に発熱や全身性の発疹などのアレルギーが疑われる症状がでた方
- 5 過去にけいれんを起こしたことがある方
- 6 本ワクチンの成分に対して、アレルギーが起こるおそれがある方
- 7 妊娠中又は妊娠している可能性がある方、授乳している方は、接種前の診察時に必ず医師へ伝えてください。なお、かかりつけの産婦人科医に確認していない場合でも、予診医によりワクチン接種が可能と判断された場合は、接種が可能です。
- 8 過去に、薬剤で過敏症やアレルギーを起こしたことのある方は、接種前の診察時に必ず医師へ伝えてください。

◎ワクチンの接種は体調が良いときに受けるのが基本です。特に、基礎疾患のある方は、症状が悪化したり、全身が衰弱している場合は避けた方がよいと考えられます。御心配な方は、主治医に御相談ください。

◆ 接種後の注意事項

- 1 接種直後、特に30分間は、体の状態をよく観察してください。急激な副反応が起こった時は、すぐに受診してください。また、その際はすみやかに日立市健康づくり推進課（21-3300）にもご連絡ください。
- 2 ワクチンを接種した後は、接種部位の痛みがでたり、倦怠感、発熱、頭痛や関節痛などが生じることがあります。できるだけ、接種当日、翌日に無理をしないように予定を立てておきましょう。接種当日は、激しい運動や深酒等は、避けてください。
- 3 頻度としては、ごく稀ですが、ワクチン接種後に心筋炎や心膜炎を疑う事例が報告されています。ワクチン接種後4日間程度の間に、胸の痛みや息切れ等の症状がみられた場合は、すみやかに医療機関を受診してください。

6 予防接種健康被害救済制度について

予防接種では健康被害（病気になったり障害が残ったりすること）が起きることがあります。医療機関での入院治療が必要となったり障害が残ったりした場合などに、その健康被害が定期接種を受けたことによるものと国が認定したときは、予防接種法に基づく救済を受けることができます。詳しくは、日立市ホームページをご覧ください。

問合せ先 日立市健康づくり推進課
〒317-0065 日立市助川町1-15-15
電話：21-3300 IP 電話：050-5528-5180

日立市ホームページの「新型コロナウイルスワクチン予防接種」はコチラ

